### 法律全般

## ネット運営者の責任について一定の判断基準 高度情報通信、電子商取引関連法も次々成立

今年もまた、この1年における法律面 における動向を振り返ってみたい。なお、 個人情報保護、著作権法、特許法、商 標の動向については、それぞれ本書の別 稿で詳論される予定であるから、各該当 箇所をご覧いただきたい。

### ネット上の名誉毀損と 運営者の責任

今期はネット上の名誉毀損に関連した 運営者の責任について、相次いで裁判所 の判断が示され、新たな立法も国会で可 決成立した。

### ■名誉毀損に対する裁判所判断

まず「ニフティ本と雑誌のフォーラム」 事件に関する東京地裁平成13(2001) 年8月27日判決が言い渡された。パソコ ン通信ニフティの電子会議室において誹 謗中傷的な書き込みを受けたとする会員 が、ニフティを相手取って、発信者情報 の開示と損害賠償を求めた事件であった が、判決は書き込みの内容が名誉毀損に あたらないとして、原告の請求を棄却し た。その翌日、ネット上の巨大電子掲示 板「2ちゃんねる」への書き込みで誹謗中 傷されたとして日本生命が求めた仮処分 申請に基づき、「2ちゃんねる」 運営者に 対して書き込みの削除を求める仮処分決 定が出された(東京地裁平成13(2001) 年8月28日決定)。さらに翌月には、「ニ フティ現代思想フォーラム」事件の控訴 審判決 (東京高裁平成13 (2001) 年9 月5日判決)が言い渡された。この事件 では、ニフティの電子会議室での誹謗中 傷的書き込みについて、会議室管理者の システムオペレーター (シスオペ) とニフ ティの責任が争点となっていた。判決は、 書き込みを行った会員自身の責任は一部 認めたが、シスオペには削除義務違反が 認められないとして、シスオペとニフティ の責任を否定した。

### ■「セーフハーバー方式」の採用

以上の他にも従来から運営者の責任に ついて、「ニフティ現代思想フォーラム」 事件第一審の東京地裁平成9(1997)年 5月26日判決、都立大学事件に関する東 京地裁平成11(1999)年9月24日判決 など、さまざまな裁判所の判断が示され ているが、その基準はまちまちであって不 明確である半面、画一的な基準作りも困 難である。そこで2001年11月22日に可 決成立した「特定電気通信役務提供者 の損害賠償責任の制限及び発信者情報の 開示に関する法律」(同月30日公 布) 『シェアログ では、一定の場合に損害賠 償責任から運営者を免責する「セーフハ ーバー方式」が採用された。この法律で は他にも運営者が発信者情報を開示しう る場合を規定しており、しかもこの法律 は名誉毀損だけでなく、プライバシーや 著作権の侵害など権利侵害があった場合 全般に適用されるので、施行後の運用が 注目されている。

# 携帯電話「迷惑メール」問題

2001年春ごろから「出会い系サイト」 関連で殺人、誘拐などの凶悪事件が多発 すると同時に、その宣伝を目的とした携 帯電話アドレス宛て「迷惑メール」(一種 のスパムメール) の一方的な送り付けに よる大量の消費者被害が社会問題化して きた。

携帯電話最大手のNTTドコモでは、 ランダムに生成されたアドレスを使った迷 惑メールの大量受信によって、同社の電 気通信設備に機能低下などの損害を受け たとして差止仮処分を申請した結果、横 浜地裁平成13(2001)年10月29日決定 は、迷惑メール送信業者に対して迷惑メ ール送信停止を一定範囲で命じた。

こうした動向を受けて法整備が進めら れた結果、メール広告であることの一定 の表示義務などを送信者に課した「改正 特定商取引法施行規則」が2002年2月1 日から施行され、さらに同年4月、「特定 電子メールの送信の適正化等に関する法 律」と「改正特定商取引法」とが国会 で可決成立し、これらによってメールへ ッダー偽造禁止、受信者に再送信拒否権 を付与するオプトアウト制度の採用など を内容とした法整備が完了した(Pumpo)。

#### ネット犯罪をめぐる動き

#### ■ネットオークション詐欺

警察庁発表の2001年におけるハイテク 犯罪の検挙件数は前年比で約5割増であ り、「出会い系サイト」関連の、ネットを 利用した児童買春関係事件と並んで、ネ ット詐欺事件が増加傾向を示して倍近く に増え、うち約6割がネットオークション 詐欺となっている。これに関連して、ネ ットオークションの適正化を目的とした 改正古物営業法案が、2002年春の通常 国会に提出されている。

### 資料3-4-1 ネット上の名誉毀損に対する裁判所判断

「ニフティ」:「本と雑誌のフォーラム」会員誹謗中傷事件

東京地裁平成13(2001)年8月27日判決

書き込み内容は名誉毀損にあたらず。原告の請求棄却

「25ゃんねる」:「保険業界板」日本生命誹謗中傷事件

東京地裁平成13(2001)年8月28日決定

「2ちゃんねる」運営者に対し書き込みの削除を求める仮処分決定

「ニフティ」: 「現代思想フォーラム」会員誹謗中傷事件

東京高裁平成13(2001)年9月5日判決

書き込みを行った会員自身の責任は一部認めたが、シスオペには削除義務違反が認められないとして、 シスオペとニフティの責任を否定

### 第4章 法 律

### ■サイバーポルノに対する最高裁判断

その一方、サイバーポルノがわいせつ物 陳列罪に当たるかどうかという、数年来 にわたって各地の裁判所で争われてきた 問題に対し、初めて最高裁の判断が示さ れた。アルファネット事件に関する最高 裁平成13(2001)年7月16日決定は、 「被告人がわいせつな画像データを記憶、 蔵置させたホストコンピュータのハードデ ィスクは、刑法175条が定めるわいせつ物 に当たる」、「被告人の行為は、ホストコ ンピュータのハードディスクに記憶、蔵置 された画像データを不特定多数の者が認 識できる状態に置いたものというべきであ り、わいせつ物を『公然と陳列した』こ とに当たる」として、議論を呼ん だいIUmp03。

### 「世界最高水準の高度情報通信 ネットワークの形成」関連法律

IT基本法に定められた「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」に関する複数の法律も、矢継ぎ早に成立した。①電気通信事業法等の一部改正(2001年6月15日成立)、②電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正(2001年6

月1日成立)、③通信・放送融合技術の 開発の促進に関する法律(2001年6月1 日成立)、④電波法の一部改正(2001年 6月8日成立)、⑤電気通信役務利用放 送法(2001年6月22日成立)である。 まず①は、電気通信事業の公正な競争 の促進を図るなどのため、市場支配的な 電気通信事業者の業務の適正な運営の確 保、専ら電気通信事業者の電気通信事 業の用に供する電気通信役務の提供条件 に関する規制の合理化、電気通信事業者 間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通 信役務の提供の確保のための措置を講ず るなどの点を内容とする。②は、高度情 報通信ネットワーク社会の形成に寄与す るため、電気通信基盤充実臨時措置法が 廃止するものとされる期限を延長するほ か、信頼性向上施設及び高度通信施設 整備事業に係る助成金交付対象施設の範 囲を拡大するとともに、人材研修事業の 要件等を改めるなど。③は、高度情報通 信ネットワーク社会の形成に寄与するた め、インターネットを利用する電気通信 の送信の役務及びデジタル信号による送 信をする放送の役務を合わせて利用でき るようにするための基盤となる通信・放 送技術の開発を促進するための措置を講

じようとするものである。④は、電波の適正な利用の確保を図るため、周波数割当計画等を変更した場合において、周波数の変更に伴う無線設備の変更の工事を行う免許人等に対して援助する措置を講ずる。⑤は、通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CSデジタル放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能とする目的である

### その他の動向

電子商取引関連では、「電子消費者契 約及び電子承諾通知に関する民法の特例 に関する法律」が2001年6月22日に可決 成立した (同月29日公布)。消費者が行 う電子消費者契約の要素に特定の錯誤が あった場合及び隔地者間の契約において 電子承諾通知を発する場合に関して民法 の特例を定める法律である【Lumpos 。また、 2001年11月21日に成立した商法一部改 正によって、会社関係書類の電子化が図 られ、その一環として株主総会における 電磁的方法による議決権行使が認められ るに至り、今後における本格的な電子株 主総会への道が開かれようとしている。 電子政府と電子自治体関連では、地方 公共団体の議会の議員及び長の選挙に係 る電磁的記録式投票機を用いて行う投票 方法等の特例に関する法律が、2001年11 月30日に成立した(同年12月7日公 布) RJumpoo 。今後はこの分野での立法 が数多く登場する予定である。

以上のとおり、ネットの普及に伴って 裁判紛争が増加している半面、ネットに 関する法整備は未だ途上の段階にある。

(岡村久道 弁護士/近畿大学講師)

### 資料3-4-2 2001年~2002年のサイバー関連立法

#### ネット運営者の責任についての判断基準を示す法律の成立

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (2001年11月22日可決成立 同月30日公布)

www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/top/denki\_h.html

### 携帯電話「迷惑メール」関連法律の成立

- ・改正特定商取引法施行規則(2002年2月1日施行)
- ・改正特定商取引法(2002年4月19日公布)
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(2002年4月17日公布)

www.meti.go.jp/policy/consumer/

### 「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」関連法律の成立

- ・電気通信事業法等の一部改正(2001年6月15日成立)
- ・電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正(2001年6月1日成立)
- ・通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(2001年6月1日成立)
- ・電波法の一部改正(2001年6月8日成立)
- ·電気通信役務利用放送法(2001年6月22日成立)

www.kantei.go.jp/jp/it/network/it\_hourei.html

### 電子商取引関連法律の成立

・電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

(2001年6月22日に可決成立 同月29日公布)

mark.cin.or.jp/kaisei/tokureiho.html

### 電子政府と電子自治体関連法律の成立

・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律 (2001年11月30日成立 同年12月7日公布)

www.soumu.go.jp/senkyo/011207\_1.htm

Numpo3 京都アルファネット事件 w3.scan.or.jp/sonoda/data/saikou.html



# 「インターネット白書ARCHIVES」ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年~2012年までに発行したインターネット の年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以 下のウェブサイトで公開しているものです。

### http://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- ●記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- ●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の 著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- ●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- ●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくま で個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- ●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名お よび年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記くだ さい。
- ●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D (初期は株式会社インプレス)と 著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全 に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的 な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D | 🖂 iwp-info@impress.co.jp

©1996-2012 Impress R&D, All rights reserved.